⑽　手続における交渉の有無　無。
⑾　契約書作成の要否　要。
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒀　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者等の参加　上記2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒃　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒄　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The construction work of the Shinkawame Tunnel, National highway No. 106
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 25 April 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 11 June 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 11 June 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 11 June 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Tatsuya Suzuki, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年4月12日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東北横断自動車道　宮守東和道路舗装・維持補修工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　岩手県遠野市宮守町下鱒沢～花巻市東和町安俵地内
⑷　工事内容
《アスファルト舗装工事》アスファルト舗装（延長約1,880m、面積約25,000㎡）表層（排水性As⒀、ｔ＝4㎝）基層（再生密粒度As（20Ｔ）、ｔ＝6㎝）上層路盤（再生瀝青安定処理、ｔ＝8㎝）排水構造物工、縁石工、防護柵工　一式
《維持補修工事》道路維持補修（延長約24,000m）、巡回、道路付属物復旧、道路清掃、道路除雪　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　アスファルト合材約8,500ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下技術提案）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、道路舗装の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、舗装の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、舗装の耐久性の向上を図るものである。
④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格
次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成されている建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年4月12日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から東北横断自動車道宮守東和道路舗装・維持補修工事に係る建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。建設工事共同企業体の構成（組合せが異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体となる場合を含む）は、アスファルト舗装工事にあっては下記⑵①の条件を、維持補修工事にあっては下記⑵②の条件を、それぞれ満たしている2社によるものとし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　次に掲げる参加資格の条件のうち、該当する資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
①　アスファルト舗装工事については、東北地方整備局におけるアスファルト舗装工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
②　維持補修工事については、維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成9年4月1日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体(甲型)としての実績がない場合は、構成員のうち何れか1社が、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。
①　アスファルト舗装工事については、10,000㎡以上の排水性舗装の施工実績。
②　維持補修工事については、高速自動車国道、国都道府県道における維持作業、舗装補修作業、路面清掃作業、道路除草作業等の何れかの経常維持作業（ただし、区画線工事、塗装工事、標識工事等の専門工事は除くものとする。）の施工実績かつ道路除雪作業の施工実績。
③　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。
ただし、①、②は同一工事での施工実績でなくてもよい。